

第8回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時：令和2年4月10日（金）

午後6時15分～

場所：戸田市役所 501会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 埼玉県における緊急事態措置の追加実施について

(2) その他

3. 市長訓示

4. 閉 会

第8回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年4月10日（金）午後6時15分より開催した標記会議において、本市における対応を下記のとおり決定した。

記

1. 埼玉県における緊急事態措置の追加実施について情報共有を行った。

埼玉県における緊急事態措置の追加実施について

令和2年4月10日

本県における昨日の新たな陽性患者は35人となり、これまでの傾向を見ると今週末には40人を超える恐れがあります。本日、東京都の緊急事態措置の内容が発表になり、都が休業要請を行う施設の内容が明らかになりました。本県はこれまで首都圏一体となって新型インフルエンザ蔓延防止策を講じることとしてまいりました。

そこで、本県として、4月7日（火）に発出した緊急事態措置（第1弾）に引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年4月13日（月）から5月6日（水）までを期限として、埼玉県全域に対して以下のとおり緊急事態措置（第2弾）を実施します。なお、本措置は13日午前零時より実施としますが、準備が必要な事業者等におかれては可及的速やかに協力いただけるようお願いいたします。

1. 下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者の皆様に対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催停止の協力を要請します。

- (1) 第1号 学校（第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 第3号 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設（1000㎡超に限る。）
- (3) 第4号 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4) 第5号 集会場又は公会堂
- (5) 第6号 展示場
- (6) 第8号 ホテル又は旅館（1000㎡超、集会の用に供する部分に限る。）
- (7) 第9号 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (8) 第10号 博物館、美術館又は図書館（1000㎡超に限る。）
- (9) 第11号 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他遊興施設
- (10) 第13号 自動車教習所、学習塾その他学習支援業を営む施設（1000㎡超に限る。）

2. 下記の施設を管理する事業者の皆様に対し、適切な感染症防止対策を講じた上で事業の継続を要請します。ただし、保育所及び放課後児童クラブについては規模を縮小しつつ、必要な保育等を確保するようお願いいたします。

- (1) 第2号 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

※ 各号は新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条の号数を表す。